

日本とアメリカに資産がある人が 今のうちからやっておくべき相続対策 ～ハワイに資産がある場合を例にして～

日本とアメリカに資産を持っている場合、自身の相続に関して適用される法律が日本の法律なのかアメリカの法律なのかをあらかじめよく検討しておくことが重要と言えます。日米で遺言書を作成する際の注意点も含め、両国の弁護士資格を有する国際派弁護士がわかりやすく解説します。

弁護士法人あすなる あすなる法律事務所

講師: 弁護士 **原 正和**

2002年、弁護士登録。2008年5月に米デューク大学ロースクールLLM課程修了後、米環境法律事務所Earth Justice (Oakland office)にて研修。2009年、ニューヨーク州弁護士登録ののち、広東信利盛達律師事務所(広東省広州市)、众成仁和律師集團(山東省済南市)での研修を経て現職。コタ株式会社社外取締役(現任)、三露産業株式会社監査役(現任)、ナビタス株式会社監査役(2018年6月～2020年6月)。会社法務(契約、労働、訴訟等)、事業再生等を中心に活動している。



日時
場所

2023年 11月 15日(水) 18:30 - 20:00

Leadus税理士法人(京都市中京区蛸薬師通柳馬場西入十文字町432番地1)

参加費

会員：無料 / 一般：5,000円

お申し込み
お問い合わせ

一般社団法人 相続・事業承継・信託アシストアソシエーション
TEL:075-223-6626 FAX:075-223-3620
または、裏面をご覧ください。